

小規模企業共済・経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）における

オンライン化に向けた取組

〈令和5年度開始予定〉

中小機構では、国としてデジタル社会の実現を目指す中、お客様の利便性の向上を第一義としたオンライン化を推進し、事業の継続性を確保するとともに、業務の効率化も計画しています。

現在の計画では、令和5年度中に加入・保全手続きを、令和7年度中に共済金等の請求・貸付手続き（両共済制度における契約者貸付及び倒産防止共済制度の共済金貸付）のオンライン化を開始する予定です。

「いつでも」「どこでも」「スピーディ」なサービス提供を目指して、準備を進めてまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

手続きのオンライン化スケジュール

小規模企業共済制度

実施時期	主な対象手続き
令和5年度（2023年度）	加入手続き
	掛金月額変更の手続き
	住所変更の手続き
	控除証明書（共済掛金払込証明書）のオンライン発行
令和7年度（2025年度）	共済金の請求、契約者貸付、その他の手続き

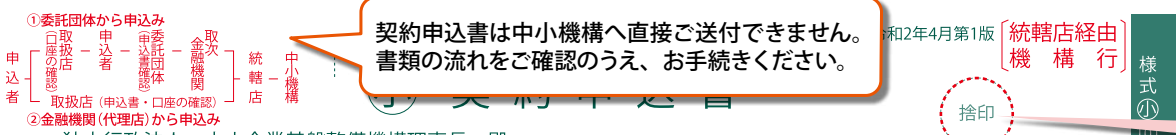
経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

実施時期	主な対象手続き
令和5年度（2023年度）	加入手続き
	掛金月額変更の手続き
	住所変更の手続き
令和7年度（2025年度）	解約手当金の請求、その他の手続き

詳しいスケジュール等が確定いたしましたら、文書や機構ホームページで適宜お知らせしてまいります。

契約申込書記入時の留意事項

記入の際は特にココにご注意を！ (小規模企業共済契約申込書)



契約申込書は中小機構へ直接ご送付できません。書類の流れをご確認のうえ、お手続きください。

令和2年4月第1版 [統轄店経由] 機構行

7 「業種」の記載モレにご注意を！
 「食料品卸」「飲食店」「衣服製造」「内装工事」「コンビニ」等、**具体的な事業内容**をご記入ください。
 複数の事業を行っている場合は**主たる事業**をご記入ください。
 【下方の記入例をご参考に】

8 「常時使用する従業員数」とは、
 「家族従業員やパート等の臨時雇い」は含まない、**正社員数**をご記入ください。また、複数の営業所、工場等を有する場合や複数の業種を兼営している場合は**企業全体の人数**です。
 従業員がいない場合は、空欄ではなく、必ず「0」(ゼロ)とご記入ください。

10 「事業上の地位」の○付けを忘れがちです。ご注意ください。

9 「開業年月」の記載モレにご注意を！
 申込者ご自身が現在の立場(小規模企業者)に就いた年月をご記入ください(下記参照)。
 ・個人事業主＝開業届に記入した年月
 ・法人役員＝登記上の役員就任年月
 ・共同経営者＝共同経営契約書の日付(共同経営者としての報酬を受け取る前は加入できません)

11 法人役員の場合は「会社名」を忘れずにご記入ください(個人事業主又は共同経営者の場合は「屋号」)。
会社所在地の記入モレも少なくありません(個人事業主＝事業所所在地/共同経営者＝事業主自宅住所)。

送不可
 共同経営者の地位で申込みされ、共同経営者の地位で申込みされ、主に依頼してください。

14, 19 必ずどちらか一方のみにご記入ください。
 ①現金あり ②現金なし
18 毎月払いの方が初回口座振替分(原則3か月分)の他に前納を希望する場合にご記入ください。

令和4年4月から押印を廃止します。
 4月以降、順次新様式に切替を行います。旧様式も引き続き使用可能です。(新様式で不要となる押印につきましては、旧様式でも押印不要です。)

共済手続きにおける認印等の押印廃止に関する詳細は、右記QRコードから中小機構ホームページでご確認ください。

①私は、申込者の上記申込みに係る事業を主たる事業としております。
 ②申込者は、当該事業について業務上重要な意思決定に参画、従業員への指揮命令権限を有する等、共同経営者としての職務を遂行しており、その職務を執行することに対し報酬の支払いを受けています。
 ③上記①②を確認するものとして、現在有効な共同経営契約書等、貴機構が求める書類の提出を認めます。
 共同経営者ご地位の発生その他出願に際する場合は、連立が必要なお手続きを行ってください。

7 業種記入例

従業員数による加入要件	業種分類	業種記入例 (7業種欄には、加入申込者の事業内容を具体的に記入してください。)
常時使用する従業員数5人以下が加入対象となる業種	卸売業	農畜産物卸売、食料品卸売、建築材料卸売、医薬品卸売
	小売業	衣服小売、酒小売、ガソリンスタンド、スーパー、コンビニ
	サービス業	飲食店、理容・美容室、エステサロン、弁護士、税理士、個人医院、整体院、学習塾、自転車修理
	農林水産業	米作農業、果樹作農業、酪農、養豚、造園、植林、養殖
	鉱業・採石業	採掘、採石、砂・砂利・玉石採取
	建設業	一般土木建築、造園工事、舗装工事、内装工事、電気設備工事、通信設備工事
常時使用する従業員数20人以上が加入対象となる業種	製造業	水産加工業、食料品製造、製紙、衣服製造、木材・木製品製造、家具製造、電子部品製造
	運輸・通信業	個人タクシー、道路貨物運送
	サービス業	クリーニング、自動車修理、オートバイ修理、旅館、民宿、スポーツクラブ
	その他	損保代理店、質屋、不動産賃貸・管理業

*2つ以上の事業を行っている場合は、主たる事業をご記入ください。

「契約申込書」の6頁にもくわしい「記入方法」がございます。必ずご覧の上ご記入ください。

・「契約申込書」の記入をご予定のお客様にコピーをお渡し戴るか、内容チェックの際にお役立てください(機構HPIにもございます)。

契約申込書記入時の留意事項

記入の際は特にココにご注意を！ (経営セーフティ共済契約申込書)

委託団体扱い：契約申込者→委託団体→機構
取扱店

2020年4月第1版

様式 ⑩101-①

- ・複写用紙のため黒のボールペンでそれぞれの枠に記入してください。
- ・登記されているとおりの内容で記入してください。
- ・法人格の略号は使用せずに記入してください。
(例)
(資) ⇒ 合資会社
- ・漢字の略字は使用せずに記入してください。

中小企業倒産防止共済 契約申込書 [機構行]

機構理事長 殿
[氏名]等を確認し、それらの

共済契約者番号
(機構使用欄)



令和4年4月から押印を廃止します。
4月以降、順次新様式に切替を行います。旧様式も引き続き使用可能です。(新様式で不要となる押印につきましては、旧様式でも押印不要です。)

共済手続きにおける認印等の押印廃止に関する詳細は、右記QRコードから中小機構ホームページでご確認ください。



①-2 登記上の住所 (法人のみ記入)	郵便番号	〒							
② 事業所の名称	フリガナ								
⑨ 主たる業種	主たる事業内容を1つだけ具体的に記入してください。 (例) 小売業⇒衣服小売、ガソリンスタンド 建設業⇒一般土木建築、舗装工事 製造業⇒木材・木製品製造 食品製造、家具製造								
⑦ 資本または出資金	拾	千	百	拾	万	千	百	拾	円
⑧ 従業									
⑩ 主たる業種	主たる業種の内容								
⑭ 掛金月額	必ずご記入ください。 (金額は、5,000円単位です)								
⑮ 掛金前納申込	前納方法を選択し、ご記入ください。 (ア)希望する (アカイを選択)								
⑯ 掛金納付額	初回前納金口座振替時に前納を希望する場合 17 掛金納付額 (納付月分を含む) 18 百 拾 円								
⑰ 掛金納付額	振込による前納を希望する場合 19 掛金納付額 (納付月分を含む) 20 百 拾 円								

14 掛金月額
必ずご記入ください。
(金額は、5,000円単位です)

16 掛金前納申込
初回口座振替時に前納分を口座から引落したい場合

- ・⑦に○をつけて1718に記入してください。
- ・初回口座振替は申込月の2か月後です。(不備があると遅れることがあります)
- ・ご記入の月数以外に、申込月から初回振替月までの月数が別途加算されます。
(例)
4月加入申込、掛金月額10万円、1712
か月18120万と記入した場合
6月に**140万円**が口座から引き落としになります。
経過月分10万円×2か月(4・5月分)
+当月(6月)分10万円+前納分110
万円=140万円
※書類不備等で初回の口座振替時が3
か月後になった場合は7月に**150万
円**が口座から引き落としになります。

※押印廃止の様式の記載事項を訂正する場合は、二重線で抹消し、訂正箇所には訂正者が署名または申込者の訂正印を押印してください。
(例)

⑭ 掛金月額	2	0	0	0	0	0	代表取締役 共済太郎
⑭ 掛金月額	2	0	0	0	0	0	訂正者が署名
⑭ 掛金月額	2	0	0	0	0	0	申込者の印

16 掛金前納申込
今月中に前納分を払い込みたい場合

- ・⑦に○をつけて1920に記入してください。
- ・申込みをした委託機関から振込口座の案内を受け、申込みした月内に振込みをしてください。
- ・振込みの際には、申込人名または⑩104の口座名義人名のいずれかと同じ振込人名で振込手続きをしてください。
- ・振込みの際の控えは、共済契約が締結になるまで大切に保存しておいてください。振込みでの前納は申込時のみです。次回以降は必ず⑩214前納申出書を提出してください。

・「契約申込書」の6頁に詳しい記入方法を記載しています。
・「重要事項確認書兼反社会的勢力の排除に関する同意書」も記入してください。(チェック欄のチェックもお忘れなく)



「前納減額金」 どのように支払われますか？

小規模企業共済及び経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）では、契約者のうち、掛金を前納された方に「前納減額金」をお支払いしています。お支払い時期などについてお客様からご質問がありました際は、下記の通りご案内ください。

【お支払時期】

前納減額金は、毎年3月末日時点で未払いの前納減額金の集計を行い、その額が5千円以上となった場合

に、同年6月に各契約者にお支払いしています（5千円未満の場合は、次年度の集計日まで機構でお預かりします。）。本年度は、小規模企業共済は6月上旬に通知文書の発送及びお支払いを、経営セーフティ共済は6月中旬に通知文書を発送し、6月下旬にお支払いを行う予定となっています。

【お支払方法】

両共済のお支払い方法は次のとおりです。

小規模企業共済	経営セーフティ共済
<p>(ア) 預金口座振込 掛金の納付方法が預金口座振替の方で、引落し口座名義が契約者名と同一の場合は、その預金口座にお振込みいたします。</p> <p>(イ) 振替払出証書 掛金の納付方法が預金口座振替以外の場合、または預金口座振替であっても、口座名義が契約者名と同一でない場合は、ゆうちょ銀行から「振替払出証書」をお送りしますので、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局で証書に表示されている支払期間内に必ず受け取って頂くようご案内ください。</p>	<p>(ア) 預金口座振込 掛金の納付方法が預金口座振替の方は、その預金口座にお振込みいたします。</p> <p>(イ) 振替払出証書 掛金の納付方法が預金口座振替以外の場合、または預金口座振替であっても、事前の金融機関への照会でお振り込みができないことが確認された場合は、ゆうちょ銀行から「振替払出証書」をお送りしますので、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局で証書に表示されている支払期間内に必ず受け取って頂くようご案内ください。</p>

〈ご注意〉

- 証書の払出しの際には、本人であることを確認できる公的書類の提示を求められる場合があります。
- くわしくは、ゆうちょ銀行または郵便局の窓口にお問い合わせください。

「モデル(団体・代理店)及び加入推進(団体・代理店)のご案内」について

令和4年度も委託機関の皆様へ、両共済制度の加入促進をより積極的に実施していただくため、「モデル(団体・代理店)」及び加入推進(団体・代理店)のご案内」を発送いたしました。

積極的に制度を推進していただける委託機関、1人でも多くの方々へ制度をPRしたいとお考えの委託機関など、数多くの委託機関の皆様からのエントリーをお待ちしております。なお、モデル(団体・代理店)、加入推進(団体・代理店)につきましては、内容をご確認のうえ、期限までに是非エントリーいただきますようお願いいたします。

なお、エントリーの締め切りは7月31日(消印有効)です。

また、申し込み方法は、従来の郵送に加えて、メールでも受付ることとし、必須としていた押印につきましても廃止といたしました。

既に多くの団体・代理店の皆様より、メールでのお申込みを頂いております。

引き続き、皆様からのエントリーをお待ちしております。

令和4年度 加入促進協議会開催

中小機構は、令和4年度の小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入促進協議会を令和4年1月18日に開催しました。なお、当日は、新型コロナウイルスによる感染を防ぐため、オンラインでの開催となりました。

協議会では、中小機構より「令和3年度加入状況及び加入促進の取組について」についてご説明させていただき、「令和4年度加入促進計画」が小規模企業共済制度と中小企業倒産防止共済制度それぞれ承認されました。

「令和4年度加入促進計画」の要旨は次の通りです。

【令和4年度 加入促進計画】

令和元年度を初年度とする5年間の第4期中期計画期間において、令和3年度の両共済制度（小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度）の加入状況は、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても、皆さまのご尽力により前年度を上回る実績を上げています。

一方、デジタル社会の実現が求められる中、各種手続きの現状は、直接取扱い窓口に来訪し書類で申請することを前提としているなど、業務プロセスの見直しをはじめとするデジタル化への対応が喫緊の課題となっています。

■小規模企業共済制度

第4期中期計画の4年目となる令和4年度においては、中期計画上在籍率を令和3年度末より3%以上向上することを目標とすることとしている。

これらと、前年度の実績及び足許の加入状況を踏まえて、令和4年度の新規加入件数の目標を10万件とすることとする。

この目標を達成するため、全国津々浦々まで届く制度普及及び加入促進活動を展開し、加入目標件数の達成を目指す。

また、業務・システムの見直しを進め、令和5年度中にオンライン手続きの一部を開始し順次対象手続きの拡大を行う見通しであることから、オンライン化について契約者及び委託機関への周知を開始する。

さらに、普及活動におけるインターネット等の活用の取り組みを拡大するとともに、加入促進の広報活動についても検討・試行を進める。

■中小企業倒産防止共済制度 (経営セーフティ共済)

令和4年度においては、これまでの各年度同等の実績を獲得することを目標とし、加入獲得件数の目標を50,000件とする。

この目標を達成するため、全国津々浦々まで届く制度普及及び加入促進活動を展開し、加入目標件数の達成を目指す。

また、両共済制度の業務・システムの見直しを進め、令和5年度中にオンライン手続きの一部を開始し順次対象手続きの拡大を行う見通しであることから、オンライン化について契約者及び委託機関への周知を開始する。

さらに、普及活動におけるネット等の活用の取り組みを拡大するとともに、加入促進の広報活動についても検討・試行を進める。

令和4年度も皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

中小機構のSDGsに関する取組み

アンケート調査「中小企業のSDGs推進に関する実態調査」（2022年1月）によると約9割の中小企業がSDGsを認知しています。しかし、内容まで理解している企業は約4割に留まり、また、SDGsの取組状況については、「現在すでに取り組んでいる」「現在は取り組んでいないが、今後取り組んでいく予定」を合わせた割合は30.6%にとどまっています。

SDGsは特別な活動ではなく、企業による普段の事業活動そのものがSDGsの対象になります。中小機構では、情報提供や経営相談を通じて、より多くの中小企業・小規模事業者がSDGsへの取り組みをイメージできるよう様々な取組みを行っています。

■中小機構のSDGsに対する取組方針をまとめた「中小企業SDGs応援宣言」の公表(2021年3月29日)

中小機構はSDGsの考えを尊重し、中小企業・小規模事業者のSDGsへの理解促進と趣旨に沿った事業活動への支援を通じてSDGsの達成に貢献してまいります。

1. 中小企業・小規模事業者へのSDGsの普及・啓発
2. SDGsの考えに沿った中小企業・小規模事業者の活動の支援
3. 中小機構におけるSDGsの考えに基づく組織運営

■「中小企業のためのSDGs活用ガイドブック」を公開

具体的なSDGsへの取り組み方へのヒントとなるように、「中小企業のためのSDGs活用ガイドブック」を公開しています。

■経営相談の実施

2021年4月1日より、関東本部・近畿本部でSDGs経営相談窓口を設置しました。同年5月には中小機構が運営する経営相談チャットサービス「E-SODAN」のSDGsに関する回答を充実させ、同年7月に北陸本部、同年8月に九州本部においてもSDGs経営相談窓口を設置しました。

さらに、同年10月に「カーボンニュートラル」のオンライン相談窓口を設置しました。

■セミナーや人材育成に向けた研修等の開催

地域本部や中小企業大学校などでセミナーや研修を開催します。

■ビジネスマッチングの実施

SDGs推進のためのビジネスマッチングによる、新たなビジネス機会を提供します。

中小機構の取組みの詳細は以下をご覧ください。

<https://www.smrj.go.jp/org/policy/sdgs/index.html>

中小機構 SDGs

検索

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「ベンチャーリブート支援事業」のご案内 ～ベンチャー企業の再発進・再挑戦(リブート)をサポート～

独立行政法人中小企業基盤整備機構では、事業の再発進・再挑戦に取り組みベンチャー企業を支援する「ベンチャーリブート支援事業」を開始します。

ベンチャー企業がイノベーションを起こし成長するまでの障壁として、「魔の川」、「死の谷」、「ダーウィンの海」が知られていますが、本事業では、社会環境・市場環境の変化等を受け、事業が停滞しているベンチャー企業からの相談に、専門家が助言を行います。相談は、オンライン会議システム（Microsoft TeamsまたはZoom）により、全国どこからでも対応が可能です。

■事業の概要

オンライン（原則）で、専門家が助言や提案を行います。

①資金調達・資本政策に関する相談

事業を再発進・再拡大するための資金調達等の課題や見直しについて助言します。

②事業の大幅見直し・新たな経営戦略に関する相談

事業計画の課題の整理や見直しの手順や対応方針などを提案します。

③合併、分割・事業の譲渡又は譲受け等に関する相談

上記①または②の相談内容に応じて、有望なアセットの活用等についての手順や対応方針などを提案します。

■相談手続の概要

・対象者：VC（ベンチャーキャピタル）またはCVC（コーポレート・ベンチャーキャピタル）から出資を受けているベンチャー企業

・相談日：毎週水曜日

・費用：無料

・申込方法：事前予約制

以下URL掲載の「申込書」に必要事項を記載のうえ、電子メール（venture-reboot@smrj.go.jp）にて申込みください。

<https://www.smrj.go.jp/venture/info/reboot/index.html>

相談対応の概要

■ 場所：オンライン

（Microsoft teamsまたはzoom）

■ 対象者：VCまたはCVCから出資を受けているベンチャー企業

■ 相談時間：毎週水曜（事前予約制）

■ 費用：無料

中小機構 ベンチャーリブート



◆以下のようなお悩みはありませんか◆ 該当あれば、ぜひご相談ください。

- ✓研究開発から製品化まであと一歩のところ、一時的に資金が不足するため、資金調達の相談をしたい。
- ✓自社の資本政策が正しいのか確認したい、セカンドオピニオンを聞きたい。
- ✓事業計画を大幅に見直したい。
- ✓上記以外のご相談も、お気軽にお問合わせください。

令和4年4月1日より、「はんこレス化」実施します。

共済手続きにおける認印等の押印廃止に伴う様式変更について、令和4年4月1日から認印等の押印を廃止します。
(参考：商工共済ニュース2022年新春号p8-9)

【廃止対象となる押印について】

- ・ 加入申込者及び契約者による認印の押印
- ・ 印鑑証明の添付を求めない実印の押印
- ・ 一部様式における委託機関確認印

はんこレス実施内容については
右記QRコードからウェブサイト
をご確認ください。



これに伴い各種手続きの様式を変更しますが、変更対象様式の一覧や変更後の各様式等、詳細につきましては中小機構HPの共済制度のお知らせに掲載をしております。

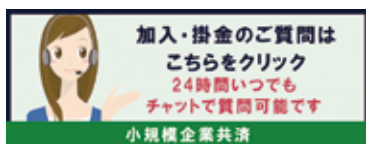
皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中小機構本部「共済相談コーナー」での対面相談は終了しております。共済制度のお問い合わせにつきましては、共済相談室に電話でお問い合わせ頂くか、中小機構ホームページ内の、お問い合わせフォームやよくあるご質問、共済チャットボットでご案内しております。

共済相談室 **☎050-5541-7171** (営業時間：平日 午前9時～午後5時)

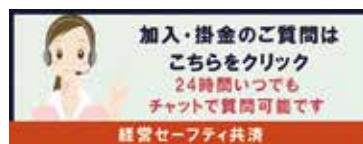
中小機構HP (共済制度) <https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>



加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のホームページからご確認ください。

小規模共済

検索



加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のホームページからご確認ください。

経営セーフティ共済

検索



編集人 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
発行所 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

年4回発行

